こ　ど　も　福　祉　課

係	分掌事務
子育て企画係	（1） 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 （2） 次世代育成支援対策行動計画に関すること。 （3） ファミリーサポートセンター事業に関すること。 （4） 地域子育て支援拠点事業に関すること。 （5） 児童虐待に関すること。 （6） 乳幼児健康支援一時預かり事業に関すること。 （7） 来庁者子育て支援コーナーに関すること。 （8） こどもショートステイ事業に関すること。 （9） 子ども・子育て支援情報発信事業に関すること。 (10) 子育て支援施策の調整に関すること。 (11) こども家庭相談に関すること。
児童給付係	（1） 児童手当に関すること。 （2） 児童扶養手当に関すること。 （3） 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。 （4） 奨学金に関すること。 （5） 宇治市奨学資金に関すること。 （6） 入院助産施設及び母子生活支援施設に関すること。 （7） 関係団体の補助に関すること。 （8） 児童館に関すること。
学童保育係	（1） 育成学級指導員に関すること。 （2） 学童保育協力金の調定及び収納に関すること。 （3） 放課後児童健全育成事業に係る傷害保険に関すること。 （4） 児童の入退級に関すること。 （5） 育成学級の施設に関すること。 （6） その他放課後児童健全育成事業に関すること。

区　分	1　乳幼児健康支援一時預かり事業	所管係	子育て企画係

制　度　の　概　要

病気回復期等で集団保育が困難であり、保護者の勤務の都合等により家庭での保育が困難な児童に対して保育と看護を行うもので、平成 8 年 9 月から宇治病院（令和 2 年 3 月まで)、平成 14 年 11 月から浅妻医院、平成 27 年 7 月から宇治徳洲会病院で実施している。

根　拠　法　令　等

◇　宇治市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要項（平成 8 年 9 月 3 日施行）

制　度　の　現　況

利用状況（延べ利用日数）　（各年度 3 月末現在）（単位：日）

区分＼年度	3	4	5	6	7
宇　治　病　院	－	－	－	－	－
浅　妻　医　院	131	217	460	482	631
宇治徳洲会病院	342	395	416	251	233
計	473	612	876	733	864

区　分	2　地域子育て支援拠点事業	所管係	子育て企画係

制　度　の　概　要

少子高齢化や家族規模の縮小、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援している。

実施施設として、市直営の西部地域子育て支援センター（小倉双葉園保育所内)、社会福祉法人に委託したげんきひろば（JR 宇治駅前市民交流プラザゆめりあ うじ内)、南部地域子育て支援センター（同胞こども園内)、東部地域子育て支援センター（なかよし保育園・分園「あいあい」内）及び北部地域子育て支援センター（パデシオン六地蔵フォレストタワー1 階)、NPO 法人に委託した「りぼん」（平和堂 100BAN 店 2 階)、「ぶんきょうにこにこルーム」（京都文教学園宇治キャンパス月照館 1 階)、「ひあにしおぐら」（小倉町南浦)、「toridori（トリドリ)」（アル・プラザ宇治東 2 階)、「ぽけっと」（伊勢田こども園ホール及び伊勢田町浮面）がある。

根　拠　法　令　等

◇　宇治市地域子育て支援拠点事業実施要項（平成 20 年 4 月 1 日施行）

区　分	3　ファミリー・サポート・センター	所管係	子育て企画係

制　度　の　概　要

保護者の就労と子育て等の両立を図るため、子育て等の援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織化し、子育て等の援助活動を行うことで安心して働くことのできる環境づくりを支援するファミリー・サポート・センターを JR 宇治駅前市民交流プラザゆめりあ うじ内に設置し、会員登録の受付、援助活動の支援を行っている。

制　度　の　現　況

会員数及び利用件数　（各年度 3 月末現在）

区分＼年度	3	4	5	6	7
援助会員（人）	125	142	131	129	125
依頼会員（人）	1,108	1,114	1,069	1,058	1,004
両方会員（人）	13	11	11	11	12
計（人）	1,246	1,267	1,211	1,198	1,141
利用件数（件）	1,486	1,302	796	752	908

※　両方会員とは、援助会員であり、かつ依頼会員である会員をいう。

区　分	4　こどもショートステイ事業	所管係	子育て企画係

制　度　の　概　要

保護者が疾病や疲労等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、当該児童を実施施設において一定期間養育・保護を行うものとして平成 17 年度より実施。実施施設は、桃山学園、京都大和の家、和敬学園、平安養育院、メリーアティックボンド及びヴェインテの計 6 か所。

根　拠　法　令　等

◇　宇治市こどもショートステイ事業実施要項（平成 17 年 4 月 1 日施行）

制　度　の　現　況

利用状況（延べ利用日数）　（各年度 3 月末現在）

区分＼年度	3	4	5	6	7
利用日数（日）	51	54	86	137	116

区　分	5　子育て支援総合コーディネート事業	所管係	子育て企画係

制　度　の　概　要

子育て家庭への支援の充実を図るため、「来庁者子育て支援コーナー」に子育て支援総合コーディネーター（専門相談員）と保育士を配置し、本市独自の行政サービスである来庁者の子どもの一時預かり及び子ども・子育て支援新制度に基づいた利用者支援事業として子育て支援全般に関する相談を実施している。

根　拠　法　令　等

◇　宇治市来庁者子育て支援コーナー事業実施要項（平成 27 年 4 月 1 日施行）

制　度　の　現　況

利用状況（延べ利用人数）　（各年度 3 月末現在）

区分＼年度	3	4	5	6	7
預　か　り（人）	943	1,141	1,043	1,003	1,152
相　　談（人）	917	1,217	1,114	929	1,180

区　分	6　要支援児童等見守り強化事業	所管係	子育て企画係

制　度　の　概　要

児童虐待のリスクを軽減するため、地域の中で支援を必要とする子どものいる家庭を訪問し、食事の提供等により児童の現認、家庭との関係構築を行い児童虐待防止を図る。

根　拠　法　令　等

◇　宇治市要支援児童等見守り強化事業実施要項（令和 3 年 4 月 1 日施行）

制　度　の　現　況

利用状況（延べ利用日数）　（各年度 3 月末現在）

区分＼年度	3	4	5	6	7
訪 問 家 庭 数	68	35	32	23	36
対 象 児 童 数	129	66	65	51	79

区　分	7　子育て世帯訪問支援事業	所管係	子育て企画係

制　度　の　概　要

食事や生活環境が不適切な状態にある家庭、出産前において支援が特に必要な妊婦のいる家庭、ヤングケアラーのいる家庭などに対し、訪問支援員による家事・育児等の支援や助言等を行う。

根　拠　法　令　等

◇　宇治市子育て世帯訪問支援事業実施要項（令和 5 年 4 月 1 日施行）

制　度　の　現　況

利用状況（延べ利用日数）　　（3 月末現在）

区分＼年度	5	6	7
支援家庭数	7	25	13

区　分	8　児童手当の支給	所管係	児童給付係

制　度　の　概　要

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため支給するもの。平成 22 年 4 月から平成 24 年 3 月までは「子ども手当」として同様の支給があった。

令和 4 年度 6 月分より支給対象外となる所得上限限度額が設けられた。

令和 6 年 10 月から制度改正により所得制限が撤廃され、高校生年代まで支給対象が拡大、第 3 子以降加算 30,000 円、支給日が年 3 回から年 6 回（偶数月）に変更された。

(1)　主な支給要件

①　日本国内に住所を有すること

②　18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（高校生年代の児童）を養育していること

③　児童が国内に居住していること（留学を除く）

(2)　支給額

支給対象となる児童		月　　額
0 歳～3 歳未満	第 1 子・第 2 子	15,000 円
	第 3 子以降	30,000 円
3 歳～高校生年代	第 1 子・第 2 子	10,000 円
	第 3 子以降	30,000 円

※児童数（第 1 子、第 2 子、第 3 子・・）は、22 歳到達後最初の 3 月までの児童数を数える。

(3) 財源の負担割合

支給対象となる児童		国	府	市
3歳未満	被用者	10/10	―	―
	非被用者	13/15	1/15	1/15
3歳以上	被用者	7/9	1/9	1/9
	非被用者			

※ 国には事業主負担分を含む

根拠法令等

◇ 児童手当法（昭和46年法律第73号）
◇ 児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）
◇ 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）
◇ 児童手当の支払日に関する規則（昭和50年宇治市規則第10号）

制度の現況

児童手当支給状況　（各年度3月末現在）

区分＼年度	3	4	5	6	7
受給者数（人）	12,301	11,460	11,072	13,653	13,369
児童数（人）	20,392	19,012	18,282	23,144	22,599
支給額（円）	2,569,385,000	2,452,865,000	2,343,535,000	2,686,180,000	3,480,405,000

区分	9 児童扶養手当の支給	所管係	児童給付係

制度の概要

父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童等を養育する家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため支給するもの。対象となる児童は、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童若しくは20歳未満の中程度以上の障害がある児童。

平成14年8月以降、府からの権限委譲により、市において審査・決定し支給。所得制限あり。

平成22年8月以降、父子家庭も支給の対象となった。

平成26年12月以降、公的年金等を受給している場合、年金額が児童扶養手当額より少額であれば、その差額が支給されるようになった。

平成28年8月以降、第2子以降の加算額が引き上げられた。また、加算額はこれまでの定額から所得に応じて支給額が逓減されるようになった。

平成30年8月以降、全部支給の所得制限限度額が引き上げられた。

令和元年11月以降、各奇数月に支払いがされるようになった。

令和3年3月以降、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額が児童扶養手当として支給されるようになった。

令和6年11月以降、第3子以降の加算額が、第2子加算額と同額になった。また、受給資格者本人の所得制限限度額について、全部支給・一部支給ともに引き上げられた。

(1) 支給要件

次のいずれかに該当する児童について、父又は母等がその児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給される。

① 父母が婚姻を解消した児童
② 父又は母が死亡した児童
③ 父又は母が一定程度の障害の状態にある児童
④ 父又は母の生死が明らかでない児童
⑤ その他（父又は母が 1 年以上遺棄している児童、父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童、父又は母が 1 年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など）

(2) 支給額

	全部支給	一部支給
第 1 子	48,050 円	48,040 円～11,340 円
第 2 子以降	11,350 円	11,340 円～ 5,680 円

※ 令和 8 年 4 月分より支給

(3) 支給月

奇数月にそれぞれ前月分までを支給する。

(4) 財源の負担割合

区 分	負担割合
国	1/3
市	2/3

根 拠 法 令 等

◇ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）
◇ 児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）
◇ 児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号）
◇ 児童扶養手当の支払日に関する規則（平成 14 年宇治市規則第 37 号）

制 度 の 現 況

児童扶養手当受給者数(全額支給停止者を含む)　（各年度 3 月末現在）

区分＼年度	3	4	5	6	7
受給者数（人）	1,560	1,527	1,497	1,438	1,391
対象児童数（人）	2,009	1,911	1,847	1,809	1,743
支 給 額（円）	708,093,130	669,706,310	656,500,820	660,996,970	677,187,360

区　分	10　入院助産制度	所管係	児童給付係

制　度　の　概　要

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院して出産することが困難な妊産婦に助産施設を提供し、出産に要した費用についてその経費を負担する。

(1) 入所措置対象者

次の①及び②の条件を共に満たしている人

ただし、生活保護世帯に属している人あるいは市町村民税非課税世帯に属している人は、下記にかかわらず対象とする。

① 前年分の市町村民税所得割額が 19,000 円以下の世帯に属していること

② 医療保険による出産に対する給付金（出産育児一時金）が、488,000 円以上支給されないこと

(2) その他

① 所得による階層区分により自己負担金がある。

② 助産施設が指定されている。

(3) 財源の負担割合

自己負担額を除いた額

区　分	負担割合
国	1/2
府	1/4
市	1/4

根　拠　法　令　等

◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

◇ 助産施設に関する規則（昭和 43 年宇治市規則第 23 号）

制　度　の　現　況

措置人員及び事業費の状況　　（各年度決算額）

区分＼年度	3	4	5	6	7
措置人員（人）	9	10	12	5	5
事業費（円）	8,008,978	6,197,553	6,120,321	2,471,943	2,596,074

区　分	11　奨学資金の貸与	所管係	児童給付係

制　度　の　概　要

勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な人に奨学資金を貸与する。
奨学資金は、宇治市奨学資金及び宇治市篤志者奨学資金とする。（市単独事業）

(1) 制度を利用できる人
① 国・公・私立の高等学校、高等専門学校及び大学のいずれかに在学していること
② 保護者が宇治市内に在住していること
③ 学資の支出が困難であること（宇治市が定める所得基準以内）
④ 日本学生支援機構や他の奨学資金の貸付（給付）を受けていないこと

(2) 奨学資金の額
① 高等学校
ア　国公立　　月額　　6,600 円
イ　私立　　月額　　13,500 円
② 高等専門学校
ア　1～3 学年　　月額　　6,600 円
イ　4～5 学年　　月額　　12,000 円
③ 大学
ア　国公立　　月額　　21,000 円
イ　私立　　月額　　30,000 円

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市奨学資金貸与条例（平成 17 年宇治市条例第 12 号）
◇ 宇治市奨学資金貸与条例施行規則（平成 17 年宇治市規則第 26 号）
◇ 宇治市篤志者奨学基金条例（昭和 54 年宇治市条例第 1 号）

制　度　の　現　況

貸与人数及び貸与額の状況　　（各年度決算額）

区分＼年度		3	4	5	6	7
貸与人数（人）	高等学校	0	0	0	0	0
	高等専門学校	0	0	0	0	0
	大学	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
貸与額（円）		0	0	0	0	0

区　分	12　ひとり親家庭奨学金の進達	所管係	児童給付係

制　度　の　概　要

京都府内（京都市を除く）のひとり親家庭に対し、教育、養育等に要する経費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の福祉を推進する目的で支給される。
進達事務のため、府において決定され、支給される。

(1) 支給対象者
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項の規定による配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子であって、乳幼児、小学生、中学生を扶養している者又はこれに準じると知事が認める者。（20 歳未満で府の他の奨学金を受給している者を除く。）

(2) 支給額
① 乳幼児　1 人当り年額　11,000 円
② 小学生　1 人当り年額　21,500 円
③ 中学生　1 人当り年額　43,000 円
④ 高等学校入学支度金　45,000 円

根　拠　法　令　等

◇ ひとり親家庭奨学金等支給要綱（昭和 49 年京都府告示第 241 号）

制　度　の　現　況

受給状況　（各年度 3 月末現在）

区分＼年度	3	4	5	6	7
受給者数（人）	1,489	1,520	1,552	1,508	1,335

区　分	13　ひとり親家庭等福祉生活資金の貸付	所管係	児童給付係

制　度　の　概　要

宇治市に居住するひとり親家庭の父又は母及び児童等に、日常生活に緊急に必要とする生活資金を無利子で貸し付ける。（市単独事業）
（平成 17 年度より父子家庭も対象）

貸付の要件
① 貸付限度額　50,000 円以内
② 返 済 期 限　貸付の日から 1 年以内

根　拠　法　令　等

◇　宇治市ひとり親家庭等福祉生活資金貸付規則（昭和 41 年宇治市規則第 15 号）

制　度　の　現　況

貸付の状況　　（各年度決算額）

区分＼年度	3	4	5	6	7
貸付件数（件）	0	0	0	0	0
貸付金額（円）	0	0	0	0	0

区　分	**14　ひとり親家庭自立支援給付事業**	所管係	児童給付係

制　度　の　概　要

ひとり親家庭の親等の就業をより効果的に促進するため、資格取得のための費用等の一部を支給する。（平成 25 年度より父子家庭も対象）

対象者

宇治市内在住のひとり親家庭の親等で、本人の所得が児童扶養手当支給水準であること。

①　自立支援教育訓練給付金事業

ア　対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座（一般教育訓練・特定一般教育訓練・専門実践教育訓練）

イ　支給金額

教育訓練経費の 60%（12,001 円以上 200,000 円以下）

※ 専門実践教育訓練の場合は、400,000 円×修業年数に相当する額。最大 1,600,000 円

※ 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給者は、教育訓練経費の 60%と一般教育訓練給付金受給額との差額を支給

②　高等職業訓練促進給付金事業

ア　対象資格（6 月以上のカリキュラムが対象）

看護師（准看護師を含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、調理師、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士、製菓衛生師、社会福祉士、システコシステムズ認定資格　等

イ　支給金額

- 訓練促進給付金
  非課税世帯：月額 100,000 円
  課税世帯：月額 70,500 円
  （修業期間の最後の 12 ヵ月は支給金額が増額）
- 修了支援給付金（卒業後に支給）
  非課税世帯：50,000 円
  課税世帯：25,000 円

ウ　支給期間

修学期間の全期間

※　ただし、上限 48 ヵ月（平成 31 年 4 月に修学中の者から適用）

③　高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ア　対象講座　高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座

イ　支給金額（いずれも 4,000 円を超えない場合は対象外）

- 通信制の場合
  - ①受講開始時給付金　受講経費の 40%（上限 100,000 円）
  - ②受講修了時給付金　受講経費の 10%（①と合わせて上限 125,000 円）
  - ③合格時給付金　　受講経費の 10%（①②と合わせて上限 150,000 円）
- 通学又は通学及び通信制併用の場合
  - ①受講開始時給付金　受講経費の 40%（上限 200,000 円）
  - ②受講修了時給付金　受講経費の 10%（①と合わせて上限 250,000 円）
  - ③合格時給付金　　受講経費の 10%（①②と合わせて上限 300,000 円）

根　拠　法　令　等

◇　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）
◇　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）
◇　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和 39 年厚生省令第 32 号）
◇　母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について（平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 3 号）
◇　ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について（平成 27 年 4 月 10 日雇児発 0410 第 5 号）
◇　宇治市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要項
◇　宇治市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業実施要項
◇　宇治市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要項

制　度　の　現　況

(1)　受給状況

①　自立支援教育訓練給付金事業　　（各年度決算額）

区分＼年度	3	4	5	6	7
支給件数（件）	8	4	5	6	7
支給額（円）	343,812	266,974	241,360	459,370	527,271

②　高等職業訓練促進給付金事業

区分＼年度	3	4	5	6	7
訓練促進給付金 支給件数（件）	14	13	13	13	10
修了支援給付金 支給件数（件）	6	4	5	4	6
支給額（円）	17,569,000	15,548,500	13,975,000	15,349,000	10,420,000

③　高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

区分＼年度	3	4	5	6	7
支給件数（件）	1	1	0	0	0
支給額（円）	150,000	84,612	0	0	0

(2) 財源の負担割合

区　分	負担割合
国	3/4
市	1/4

区　分	15　宇治市奨学金返還支援制度	所管係	児童給付係

制　度　の　概　要

若年層の宇治市への定住促進、「子育てしやすいまちづくり」を目的に、日本学生支援機構等の奨学金の返還に対する支援金を最長 5 年間交付する。募集人数は 50 人/年。
子育て世帯を優先とし、対象年度に結婚や出産のライフイベントがあった年度は支援額を増額する。
（市単独事業）

(1) 対象者
以下のすべてに該当する人
① 申請する日の属する年の 3 月 31 日時点で満 35 歳未満であること
② 申請年度の 10 月 1 日時点で宇治市内に住所を有し、今後も引き続き 5 年以上宇治市内に居住する見込みであること
③ 宇治市奨学資金又は日本学生支援機構（第一種・第二種）の奨学金の貸与を受け、大学、高等専門学校、専修学校、大学院等を卒業後、当該奨学金を滞納なく返還していること
④ 就労していること（正規・非正規を問わない。ただし、公務員は除く）
⑤ 宇治市に納付すべき市税等を滞納していないこと
⑥ 申請年度の前年の合計所得金額が 276 万円以下であること
⑦ 宇治市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないこと
⑧ 他の自治体による同様の返還支援を受けていないこと

(2) 返還支援の額
前年度 10 月から 1 年間の奨学金返還額の 1/2（85,000 円上限）
ライフイベント時は返還額の 3/4（130,000 円上限）

根　拠　法　令　等

◇　宇治市奨学金返還支援事業実施要項

制　度　の　現　況

区分＼年度	3	4	5	6	7
支援対象者数(人)	92	130	163	200	198
うち新規採用者数(人)	43	44	50	50	50
うち子育て世帯数(人)	11	17	30	36	37
うちライフイベント該当(人)	8	6	10	12	18
支援総額　（円）	8,014,188	11,098,792	14,068,210	17,029,314	17,424,239

※令和 2 年度制度開始

区　分	16　育成学級への入級	所管係	学童保育係

制　度　の　概　要

(1) 目　的

保護者の労働又は疾病等の理由により昼間保護者が不在となる児童を放課後組織的に指導し、児童の安全と心身の健全な育成を図る。

(2) 対象児童（令和 8 年 5 月 1 日現在）

宇治市立小学校（笠取小学校除く。）に在学する児童で、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。

① 保護者が、労働その他の事情により昼間不在である家庭の児童
② 保護者が、疾病又は看護のため家庭での適切な保護が受けられない児童
③ 保護者が、妊娠中又は出産後間もないため家庭での適切な保護が受けられない児童（概ね、産前・産後 8 週間）

(3) 学童保育協力金

当該事業に必要な経費の一部を保護者の所得に応じて負担。

根　拠　法　令　等

◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
◇ 宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱（平成 15 年宇治市告示第 39 号）
◇ 宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年宇治市条例第 28 号）

制　度　の　現　況

入級児童　　（各年 5 月 1 日現在）（単位：人）

項目＼年度	3	4	5	6	7	8
学校数	20	20	20	20	20	19
小学校在籍児童数 A	9,062	8,827	8,526	8,237	7,988	7,791
育成学級入級児童数 B	1,981	2,005	1,996	2,038	2,058	2,084
入級率（%）B/A	21.9	22.7	23.4	24.7	25.8	26.7

※小学校在籍児童数は、笠取小学校を除く(令和 7 年度以前は笠取小学校及び笠取第二小学校を除く)。

育成学級施設の現況

（令和８年５月１日現在）

学 級 名	学級数	定 員	児童数	施設区分		開設年度
				余裕教室	専用施設	
御蔵山育成学級	2	110	79		○	昭和 48 年　4 月
木　幡　〃	2	100	99	○		昭和 44 年　4 月
宇　治　〃	4	200	192	○		昭和 42 年　6 月
岡　屋　〃	2	100	94		○	昭和 49 年　4 月
南　部　〃	2	90	89		○	昭和 47 年　4 月
三室戸　〃	2	120	107		○	昭和 50 年　4 月
菟　道　〃	1	70	55	○		昭和 47 年　4 月
菟道第二　〃	4	180	150		○	昭和 43 年　4 月
神　明　〃	3	150	126		○	昭和 47 年　4 月
小　倉　〃	3	155	163	○	○	昭和 42 年　6 月
槇　島　〃	2	120	105		○	昭和 45 年　5 月
北槇島　〃	2	70	97	○	○	昭和 58 年　4 月
にしおぐら〃	4	165	153	○		令和 8 年　4 月
伊勢田　〃	2	100	129	○		昭和 49 年　4 月
平　盛　〃	2	80	33		○	昭和 50 年　4 月
西大久保　〃	2	80	89	○		昭和 46 年　4 月
大久保　〃	4	190	204		○	昭和 43 年　4 月
大　開　〃	2	100	105	○		昭和 51 年　4 月
笠取第二　〃	1	20	15	○		令和 7 年　9 月
合　計	46	2,200	2,084	10	11	

※　各育成学級は、小学校の余裕教室及び敷地内の専用施設で開設している。